

長期優良住宅認定申請等手数料一覧表（平成28年4月1日より）

浦安市都市整備部建築指導課

①認定申請手数料（第5条関係）

区 分		登録住宅性能評価機関により 基準適合が認められたもの	住宅性能評価書 によるもの (限界耐力計算除く)	左記以外
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用に 供する部分を有しないものに限る。）		6,000円（9,000円）	16,000円	47,000円（69,000円）
共同住宅等	5戸以下	12,000円（18,000円）	57,000円	109,000円（163,000円）
	5戸超え10戸以下	21,000円（32,000円）	92,000円	174,000円（260,000円）
	10戸超え25戸以下	31,000円（47,000円）	172,000円	343,000円（514,000円）
	25戸超え50戸以下	58,000円（87,000円）	295,000円	614,000円（919,000円）
	50戸超え100戸以下	101,000円（151,000円）	453,000円	1,056,000円（1,580,000円）
	100戸超え200戸以下	166,000円（249,000円）	825,000円	1,953,000円（2,924,000円）
	200戸超え300戸以下	205,000円（306,000円）	1,125,000円	2,790,000円（4,177,000円）
	300戸以上	219,000円（327,000円）	1,361,000円	3,418,000円（5,117,000円）

②変更認定申請手数料（第8条関係）

区 分		登録住宅性能評価機関により 基準適合が認められたもの	住宅性能評価書 によるもの (限界耐力計算除く)	左記以外
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用に 供する部分を有しないものに限る。）		3,000円（4,500円）	16,000円	23,500円（34,500円）
共同住宅等	5戸以下	6,000円（9,000円）	57,000円	54,500円（81,500円）
	5戸超え10戸以下	10,500円（16,000円）	92,000円	87,000円（130,000円）
	10戸超え25戸以下	15,500円（23,500円）	172,000円	171,500円（257,000円）
	25戸超え50戸以下	29,000円（43,500円）	295,000円	307,000円（459,500円）
	50戸超え100戸以下	50,500円（75,500円）	453,000円	528,000円（790,000円）
	100戸超え200戸以下	83,000円（124,500円）	825,000円	976,500円（1,462,000円）
	200戸超え300戸以下	102,500円（153,000円）	1,125,000円	1,395,000円（2,088,500円）
	300戸以上	109,500円（163,500円）	1,361,000円	1,709,000円（2,558,500円）

※ 増築又は改築の場合は（ ）内の額となります。

※ 共同住宅等の場合の申請1件（1戸）あたりの手数料については、表の額を認定申請対象戸数で割った額となります。
（100円未満の端数がある場合は切り捨てた額。）

③譲渡人を決定したときの変更認定申請手数料（第9条関係）

1件につき	1,700円
-------	--------

④地位承継の承認申請手数料（第10条関係）

1件につき	1,700円
-------	--------

⑤譲受人の決定の予定時期の変更の手数料

1件につき	変更認定手数料の額
-------	-----------